

櫛田家蔵 稿本『大嶋筆語』訳注（1）：漂着唐船資料

菰口, 治
福岡教育大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/1560305>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 39, pp.453-480, 1994-03-30. 九州大学文学部九州文化史研究施設
バージョン：
権利関係：



櫛田家蔵

稿本『大嶋筆語』訳注 (一)

——漂着唐船資料——

菰 口 治

この稿本を家蔵している櫛田家は櫛田琴山を家祖とする。琴山は福岡藩士櫛田祐友の次男として、延宝三年（一六七五）に生れ、寛保二年（一七四二）年に世を去った。琴山、名は涉、字は巨源、琴山はその号である。致仕後水南と稱し、また北渚、半隱堂、緑簑堂、宜秋堂、餐菊館などの別号もあった。十三歳のとき、藩主黒田光之に召され、命により貝原益軒の高弟鶴原九臯に学び、享保四年（一七一九）、朝鮮通信使来日の際には、選ばれて使節と詩を応酬唱名して、大いに文名を挙げた。のち藩の儒者として後学の指導に従事し、竹田春庵とともに福岡藩の學術の基礎を築いた。著述に『半隱堂集』・『緑簑堂集』・『藍島倭韓唱和集』などが伝えられている。だが琴山の著述は出版された形跡がない。岩波書店発行の『国書総目録』にあたってみても、「近世漢学者著述目録大成による」とみあつて、その所在は明らかでなかった。先年著者の学生が卒業論文のテーマに櫛田琴山を取り上げたことにより、ともにその遺著の所在解明にいろいろな手を尽してみた。さまざま苦心の末、琴山のご子孫が粕屋町戸原におられることが判明し、同家を訪れて琴山のこと遺著のことをお伺いしたところ、幸いにもご先祖の遺著等がほとんど現存してい

た。『半隱堂集』などもきれいな稿本のまま伝っていた。

櫛田家に現在する書籍を調査している際に珍しい稿本を見つけた。それがここに紹介しようとする『大嶋筆語』である。内容は長崎に入港すべき中国船が風水のため福岡藩内に漂着したとき、貝原益軒・鶴原九臯・竹田春庵・櫛田琴山たちが漂着地に出張して、乗組員を尋問した際の筆談による記録である。記録した年は延宝八年（一六八〇）、貞享三年（一六八六）、同五年、元禄七年（一六九四）、同九年、同十一年、宝永二年（一七〇五）、正徳四年（一七一四）、同五年、同六年、享保三年（一七二八）であり、場所は唐泊・玄界島・志賀島・相島・大嶋などである。

このような漂着船尋問に関する資料としては一九八五・六年に、関西大学東西学術研究所資料集刊の十三の一・二として、『宝暦三年八丈島漂着南京船資料』―江戸時代漂着唐船資料集一―、『文政九年遠州漂着得泰船資料』―江戸時代漂着唐船資料集二―が公刊されている。従って今回ここに稿本のままになっているものを取り上げて紹介するのも、無意味なことではあるまいと考え、浅学菲才をも顧みず、訳注を手がけた次第である。原文は白文であるので、筆者が句点を施し、原文を示し、その後に訳注を加えた。多くの誤りがあることは覚悟の上である。大方のご叱正をお願いしたい。

唐泊筆語

柴田文之丞・貝原損軒

延寶八年己未八月六日、東京商船漂寄于唐泊、予因君命往彼地、與漂客筆語、時八月七日也。

示 修途無恙漂寄乎此、多幸多幸、我日本國法素存、撫於遠人不薄、非敢傷害、遠客幸勿爲憂。

答 多感多感。

問 海客所居、福州何縣何邑乎。

答 福州清縣六十都。

問 六十都是邑名乎。

答然。

問所乘之船是商船乎。

答然。

問船中之人咸是商賈乎。

答然。

問這裏有異色異業之人乎否。

答無有。

問昔年既有來于日本也否。

答每年來長崎、凡可三十年。

問此行爲海賈、不知以何物爲販乎。

答絲、花綾、綿紬、交羅、紕紕。

問將往何地、出鄉里乎。

答將往長崎。

問逢暴風於何地乎。

答不知何地、雲雨不見五嶋山、風烈漂泊乎此耳。

問嘗聞閩人信浮屠之教泛容、以何佛爲宗乎、又以何宗派爲歸依乎。

答所宗觀音媽祖天妃娘娘。

問媽祖是非觀音乎。

答媽祖即觀音化身也。

問 天妃娘娘是何佛乎。

答 乃媽祖勅封號。

問 龕中所安置之三佛何像乎。

答 中尊媽祖、兩傍神將。神將者護法神也 ○疑神將之下脫大道公之三字乎。

問 大道公何佛乎。

答 閩帝。

問 王公上帝聖王帝君同是閩帝乎。抑各有別乎、實同而名異乎。

答 皆是正神非異教等。

問 諸客平日以海賈爲業乎。

答 然。

問 這裏必有船主、其姓名奈何。

答 林于騰^{年五十四}、顧子信^{年二十五}、漳州^{粗解和語者}。

問 船中所在之人凡幾箇乎。

答 共七十七人。

問 客姓名可得聞與。

答 有各人名籍。

問 這船中之人竝是福州人乎、抑又有他州之人乎。

答 東京福州漳州人雜居。

問 船是自東京所來、船主是福州府人乎。

答然。

問漂客去鄉里、於何月何日乎。

答東京六月十二日開駕。

問然則出鄉之後、曠日是久、未審淹留于何地乎、抑又海路修遠、風水不順而遲滯乎。

答離鄉日久則無所往、惟日本東京往返買賣。

問亞二林高三等之數目是族中長幼之行數乎、抑兄弟之次第乎。

答乃是船中所用目、稍各處招集而來、係各人次第、非其族中之少長也。

問然則各家昆弟之次第與。

答然。

問船中有崇儒者乎。

答莫非崇儒、特未深曉耳。

問東京尚儒教乎、方今有名儒乎。

答依如中國。

問船頭能作詩乎。

答不能。

問東京是中國之境外而接近乎中國乎、去福州府幾里程。

答東京接中國之境外、貢去福州甚遠。

問福州是古閩越之地、朱文公之所居、嘗聞至今有其祠、客親到其地乎、白鹿寒泉武夷等精舍遺趾尚在乎。

答皆有真跡存焉、第未曾得遊其遍。

問 大清之曆今歲有閏月乎。

答 閏八月。

問 客有所求則可明言之。

答 水米頗有、惟少蔬菜而已、敢求代買、到崎嶋奉價。

倭 明日自國都有數船來、鄉導而須送客船於長崎、且所求之蔬菜亦與之而已。
唐 船中風波日久、敢懇諸公頭目樣、速惠小舟引到崎嶋、感恩不淺。

所送之品目

鑿米 十苞

紫茄子 五百顆

冬瓜 五十箇

西瓜 百箇

白赤芋 十把

鷄 三十翼

乾紅鬚魚 五十尾

乾大口魚 五十尾

乾鯊魚 三十聯

上酒 五樽

延宝八年己未八月六日、東京(トシキ)の商船、唐泊に漂寄す。予、君命に困り、彼の地に往き、漂客と筆語す。時に八月七日なり。

示 修途かたじけなく恙なくここに漂寄す。多おほくに幸いなり、多に幸いなり。我が日本の国法素(5)より存し、遠人やせんを撫なずること薄うすからず、敢て遠客を傷害するにあらず、幸いに憂いと爲すなかれ。

答 多おほくに感ありがたし、多に感し。

問 海客の居る所は福州の何県何邑なるや。

答 福州清県の六十都なり。

問 六十都とはこれ邑名なるや。

答 然り。

問 乗る所の船はこれ商船なるや。

答 然り。

問 船中の人は咸みななこれ商賣なるか。

答 然り。

問 この裏なかに異色異業(6)の人ありや否や。

答 あるなし。

問 昔年既に日本に來りしことありや否や。

答 毎年長崎に來れり。凡すべて三十年ばかりなり。

問 この行、海賣を爲すに、知らず、何物を以て販あきなと爲すや。

答 絲きいと・花綾あやきぬ・綿紬つむぎ・交羅いろうすきぬ・紙紬あらきぬなり。

問 まさに何れの地に往かんとして郷里を出づるや。

答 まさに長崎に往かんとす。

問 暴風に逢いしは何れの地においてなるや。

答 何れの地なるかを知らず。雲雨にて五嶋の山を見ず。風烈しくしてここに漂泊せしのみ。

問 嘗て聞く、閩人、浮屠の教を信じて泛く容れり。何の仏を以て宗と爲すや。また何の宗派を以て帰依を爲すや。

答 宗とする所は観音・媽祖・天妃娘娘なり。

問 媽祖はこれ観音にあらざるか。

答 媽祖は即ち観音の化身なり。

問 天妃娘娘はこれ何の仏なるか。

答 乃ち媽祖の勅封の号なり。

問 龕の中に安置する所の三仏は何の像なるや。

答 中尊は媽祖、両傍は神將なり。(神將とは護法神なり。○疑うらくは神將の下に大道公の三字を脱せるか。)

問 大道公とは何の仏ぞや。

答 閔帝なり。

問 王公・上帝・聖王・帝君は同じくこれ閔帝なるか。そもそもおのおの別あるか。実同じくして名異なるか。

答 皆なこれ正しき神にして異教などにあらず。

問 諸客は平日海賈を以て業と爲すか。

答 然り。

問 この裏に必ず船主あらん。その姓名はいかん。

答 林子騰（年五十四）・顧子信（年二十五、漳州の人、粗や和語を解する者なり。）

問 船中在る所の人、凡て幾箇なるや。

答 共に七十七人なり。

問 客の姓名聞くを得べきか。

答 各人の名籍あり。

問 この船中の人竝てこれ福州の人なるか。そもそもまた他州の人あるか。

答 東京・福州・漳州の人雜居せり。

問 船はこれ東京より来たる所なれば、船主は福州府の人なるか。

答 然り。

問 漂客は郷里を何月何日に去でしや。

答 東京をば六月十二日に開駕せり。

問 然らば則ち出郷のち日を曠しことこれ久し。いまだ審らかならず、何れの地に淹留せしかを。そもそもまた海

路修遠にして、風水順ならずして遲滞せしか。

答 離郷して日久しきも則ち往きし所なし。ただ日本、東京、往還して買売するのみ。

問 亜二・林三・高三などの数目はこれ族中の長幼の行數なるか。そもそも兄弟の次第なるか。

答 乃ちこれ船中にて用うる所の目なり。稍各處にて招集して来たり。各人の次第に係る。その族中の少長にあら

ざるなり。

問 然らば則ち各家の昆弟の次第なるか。

答 然り。

問 船中に儒を崇ぶ者ありや。

答 儒を崇ぶにあらざるなきも、特にいまだ深く曉らざるのみ。

問 東京、儒教を尚ぶや、方今、名儒ありや。

答 依るに中国の如し。

問 船頭能く詩を作るや。

答 能くせず。

問 東京はこれ中国の境外にして、中国に接近するか。福州府を去ること幾里程なるや。

答 東京は中国の境外に接し、福州を貢り去ること甚だ遠し。

問 福州はこれ古への閩越の地にして、朱文公の居りし所なり。嘗て聞く、今に至るまでその祠ありと。客親からその地に到るや。白鹿・寒泉・武夷などの精舎の遺址尚お在りや。

答 皆な真跡の存するあり。ただいまだ嘗てその遍に遊ぶを得ざりき。

問 大清の暦、今歳に閏月ありや。

答 閏は八月なり。

問 客求むる所あれば即ち明らかにこれを言うべし。

答 水や米は頗やあるも、ただ蔬菜は少なきのみ。敢て代買せんことを求めて崎嶋に到りて價を奉ぜん。

倭明日、国都より数船の來たるあり。郷導きて須く客船を長崎に送るべし。且つ求むる所の蔬菜もまたこれを与えん。

答 船中、風波日に久しきも、敢て諸公の頭目様の來たるを懇ろにせん。小舟の引かるるに恵まれて、崎嶋に到らば感恩淺からず。

送る所の品目

鑿米 はくまい 十苞 びょう

紫茄子 五百顆 こ

冬瓜 五十箇

西瓜 百箇

白赤芋 さつまいも 十把

鷄 三十翼 ば

乾紅髮魚 はしだい 五十尾

乾大口魚 はしたら 五十尾

乾鰲魚 はししもち 三十聯 くし

上酒 五樽

注

(1) 明暦元(一六五五)年、享保十三(一七二八)年。諱は成章、字は文進、文之丞と稱し、風山、隨菴、朴翁、漸齋などと号した。幼にして貝原益軒に従いて学び、儒官に取り立てられた。

(2) 通常益軒の号の方がよく知られているが、彼は二十七歳ごろから七十八歳ごろまで損軒と号していた。七十八歳後半ごろから益軒と改号している。卒年は八十五歳であるから、益軒と号したのは最晩年の七年足らずのことである。

(3) 延宝八年は西暦一六八〇年。ただしこの年の干支は庚申で、己未は前年の七年である。数字が干支のどちらに誤りがある。

(4) 現在のヴェトナムのハノイのことである。出帆地の名前を取って東京船と呼ばれた。この他に廈門船・南京船・台湾船・福州船・漳州船・泉州船・潮州船などが来航。中国本土以外からは、柬埔寨・広南船(ヴェトナムのフエイフオ附近)・

暹邏船^{シヤム}・万丹船^{バンダム}（ジャワ島の西北岸）・大泥船^{バタビヤ}（マレー半島の東北岸）・蛟溜吧船^{カヲバ}（バタビヤ）からも来航している。

(5) 漂着船の取扱いについては、この筆語の時代よりも後年になるが、明和三年（一七六六）に触書が出されていて、『御触書天明集成』に収められている。参考のため以下に引用する。

従前々唐船漂着有之節は、其所之御料私領より長崎表え引送、右漂着唐船長崎え引送候迄之間、唐人粮米塩味噌薪其外諸入用引船賃等、長崎より相渡来候由ニ候得共、破船難船ニて荷物海失或溺死等有之節は、重災難之事ニ付、於長崎表も爲手当、定之外商売等も申付候事ニ付、船損荷物海失有之程之難船破船等は、取揚荷物ニ懸り候入用之分計、長崎奉行所より請取之、其余之諸入用は其浦々所役ニ可致候、勿論右入用請取方相減候逆、匱略之取扱無之様可被申付候、尤一通之漂着船は是迄通、諸入用長崎奉行ニて吟味之上、相当ニ相渡ニて可有之候。

右之趣、九州筋国々御料は御代官、私領は領主、地頭より可申渡候。

二月

右之通、可被相触候。

(6) すぐれた才能を持っている人。

(7) 朝廷より勅命を以て爵位・名号を賜給されることをいう。

(8) キリシタンを指している。

(9) 中国船の乗船員について、西川如見の『増補華夷通商考』、磯野信春の『長崎土産』などによって説明しておく。

○船主^{フナウシ}―船頭^{フナトウ}ナリ、船中ニテ役ナシ、日本ニテ商売ノ下知ヲシ公儀ヲ勤メ、一船ノ一人数ヲ治ム、船頭ニ二種アリ、荷物ノ主ハ不^レ来、手代親類船頭ト成テ来ルモアリ。

○夥長^{オウチヤウ}―海上ノ乗方ヲ主ドル者也、羅經^{ハカリ}ノ法ヲ能知テ日月星ヲ計り、天気ヲ考ヘ、地理ヲ察スル役ナリ。

○頭旋^{オウセン}―碇^{イカリ}ヲ主ル役ナリ、湊ニテハ肝要ノ役ナリ、機転ノ入役ナリ。

○財附^{サイフツ}―荷物商売諸事ノ日記算用ヲ主ドル役ナリ。

○杉板工サシバンコシ―梯舟ヲ主ドル者ナリ、サンバントハ、ハシ舟ヲ云。

○香工シンコン―菩薩ニ香華灯明ヲ勤メ、朝夕ノ俱拜ヲ主ル役ナリ。

○舵工タイコン―舵ノ役ナリ、夥長ト心ヲ合セ風ヲ辨ジ濤ヲ凌グ、大事ノ役ナリ。

○亜班アバン―帆柱ノ役ナリ、用アルトキハ自身櫓ノ上ニ升ル事モ有テ、苦勞ノ役ナリ。

○総官ソウカン―船中諸事ヲ肝煎奉行スル者ナリ。

○工社コシヤ―水主ヲ云、大船ハ百人、中船ハ六七十人、小船ハ八三四人ナリ。

○押工頭オシコウ―頭梁太工。

○押工―平太工。

○直庫―大鼓役。

○大緯―帆綱役也、大帆ノ役。

○二仟―第二帆役。

○三仟―第三帆役。

○総喃ソウナン―炊飯賄役。

○老大―水主頭。

(10) 朱熹(一一三〇―一二〇〇)は死後、文公の諡を受けた。料拳合格後、四年間ほど福建省同安県の役人をしていたことがある。

(11) 白鹿は江西省廬山の麓にあった白鹿洞書院のこと。書院とは私立学校で、朱子は廃れていたこの書院を再興した。その学則である『白鹿洞書院学規』は我が国の藩校でも盛んに用いられた。寒泉は福建省建陽県西の太平山の北にあり、朱子が母をここに葬り、墓の側に寒泉精舎を建てた。武夷は江西省黎川県にあり、朱子が門人とここで学問を講じた。

玄界筆語

貝原損軒

貞享三年丙寅五月二日、唐船漂泊筑前海上、鄙生等蒙嚴命、往於玄海洋、翌日與客船相對筆譚。

唐 唐船來長岐貿易、因風水不順、到貴嶋經過、煩寶船、與我同到長岐、以白金奉謝以爲引路之勞、何如。

頭目樣

有具

和答 我輩來此、迎客船慰風水之勞、將引路到長崎、遠客等勿爲憂、不敢毫毛侵掠、但長崎水路杳遠、非促聚舟人、則不能容易引客船、到彼地暫繫纜於山陰惟幸、復不敢收泊錢、是我輩非欺、來客勿爲疑、漂船（頭注船一本作舶）今將忽々速去、凡吾國君待異舶也、不饒客舟之放去、暫留之近港、以小舟引、送而到（頭注到一本作致）于長崎、是自昔所待遠舶之定法不可違、不敢貪掠於漕錢、客等勿疑、繫纜於近港惟幸。

唐答 承諭慰我通船（頭注船一本作舟）、感情在我、雖係過徑、尚在外洋、既有美意（頭注意一本作惠）領寶舟一隻、從先而行、我攝其後、俟到岐、或啓王上以謝盛情之感、至于繫纜則不敢領命矣、此謝、

頭目樣

南京船主字復

和三贈 承答示、以繫纜爲辭、我國君輯柔遠人之職、故使我輩導客船、但國法禁藩（頭注藩一本作漂）^{マツ}舶之直去、常令小船（頭注船一本作舟）數隻送導之而達長崎、惟恒例不能敢背、若使客船直過、吾輩逢譴責、亦未可測、是非敢求客財、上天所鑒臨、非欺客勿訝、山陰在近、非令煩客淹留、請少時繫纜於近浦。

唐三答 貴國法度、不佞深知、適蒙諭、云責任之說、緣船在外、遺（頭注一本無遺字）路尚未入港、既承雅意、引領謂之爲國便客、彼此感情繫纜之說、非爲套辭、亦非吝鈔、未竟啓報返往遲延、如或有感情、乞撥一艇導之前云、俟到岐、啓上以答高情也、謹此再復。

上頭目樣

有具

和四贈 崎陽路遙、今日逆風怒浪、艱險叵通、得風浪之穩、宜任客意、假繫纜復何所憂、客等若背國法、崎陽府君之

謹責未可測、客等希留意、非敢欲淹留客船。

唐四答 天之崖海之嶋、原任船縱橫之事、承諭諄諄必以謹責爲辭、故一々代致于諸客、竟而從之、欲爲斷定、人不過船、日不遲延入港、明晨開行攬船、只可三四之間、是此即領台命以全貴嶋王諭、否則待風一至、別行去矣、勿罪以不言相別也、

上頭目樣

宥具

和五贈 請問船主姓名鄉里、且何月何日發鄉里乎、客船所乘人數、凡有幾何。

唐答 蒙示一一如命、開瀆明早即行、信不可失、至見爲國便商之誠而且至矣、通船感激莫能朽矣、人數日期別（頭注一本無別字）單奉覽、再此謹復

報單

宥具

普陀船主顧伯謙、自閏四月二十四日開洋、裝備絲綾紬紗藥材等貨、來崎貿易、本船共載客人水梢壹百壹拾參人、路值風水、經過貴嶋、承撥艇引領、至長崎所報是實、丙寅年五月初三日報。

倭贈 往時聞客船是自南京來、今承漂客普陀人、普陀是屬何省何州乎、漂客今茲初來于日本乎、抑昔年既來崎交易乎、客船如水有（頭注水有一本作有水）竭盡則送致之。

唐答 南京爲中華江左總名、普陀乃屬浙江之地界、弟居于（頭注一本無于字）湖州府德清縣也、承貴國重商、每從交易、非始來乎、詢及舟水尚用不竭、此答。

茲夕客船繫纜於唐泊。

唐七贈 敝舟雖謂遺路、承著一番指示、心目了々至于入港拋碇者、實爲來翰諄諄以王命謹責之故、且不佞從數千里、在驚濤駭浪中過來、豈不捫心相諒、又疊問水米者、非缺此物也、但明晨乞開示、舟人速爲同往、如早到一日、則受一日之大惠也、通船諸客老弱不同、兼以出門日、久受此風波、內有三人病在膏肓、如達長崎、得良藥療之、不惟弟

輩受早到之惠、彼等又沾回生之德、豈淺鮮哉、弟欲以微物奉敬、但貴國法度甚嚴也、故不設虛套耳、特此致候并謝、不宣。

和七贈 得芳牘、客意鄭重、感謝何已、大舶入港多幸多幸、是我邦之定制、非煩遠客、明日得風濤之平穩、則携邦君送長崎府君之一封、可以引船發行、臨期可馳使船而告之、勿爲悶、且聞船客三人久歷風濤之艱、有霜露之恙旅泊之思疾病之苦、使人帳々焉、醫人不來、無由問病、以爲恨而已、又承欲惠土毛、此事素有國禁之嚴、勿勞來貺、只感盛意而已、餘期來日、不宣、仲夏哉生明。

唐八贈 貴國字分別體、適接尊札、行々端楷甚有文風之氣、恨未面晤至于相會、值音語不相聞、問示係心交、惟借重于手筆而已、屢詢南京鄉里、想有故舊、交知是姓氏、乞爲指之、倘有半面未可知也、特以奉達。

和八贈 前時屢自此所送似之文字、甚鄙陋、過蒙褒譽、適可增愧赧、船主手柬筆面楷正、可爲珍賞、所恨不能通言語、只期一面耳、南京固無相識之人、前時舟人誤以船主爲自南京來、故問及耳、勿怪。仲夏三日。

昨日客船入港之後、馳飛舸（頭注一本舸作艇）、告之邦君、使還之時、携於邦君寄于長崎府君之書、可以送行客、否則不能導引、使還之間、客船不可解纜、宜待一封之至、是古來商船漂寄之定制也、舶客勿違戾、且國府往復之間、其路甚近、非久留遠客於此、不可爲憂悶、是吾曹非敢食言、勿疑慮、若客等背此定制而妄發行、恐有長崎府君之嚴責。皐月四日。

品目

醇酒 上サケ

兩樽

菜服 ダイコン

百根

葱 子キ

三十束

竹筍 タケノコ

三十莖

淡鯊

十束

蛇 アワビ

二十五箇

紅鬚魚 タイ

十二尾

右七種、邦君所賜于船主之菲儀也、宜受領之。五月四日。

唐 異旅遺津、多蒙引領、疊以尺絨相慰、種々雅誼之情出于萬幸矣、奚以反承邦主賜之、隆貺令人五內莫能安然、眞致受之有愧、却則不恭、謹領參色、餘珍附璧、乞爲轉致謝之。

船主顧伯謙字具

邦主差使無以爲勞薄、具便面三握、聊爲敬意、乞開示受之、此非重物則不關國法矣、再達。

宥具

和 往時因邦君之命、以致微儀數品、然却謝不受何、其船主廉之甚乎、邦君是爲崎陽之藩鎮、其惠賜雖重腆不可却、却之爲不恭、況是非薄之物、須一々領納、宜勿相拒、今日隨豫約須發小船、引客以向洋、是亦邦君輯柔遠人之厚意也、勿管船數之多少、雖水路遼遠、凡吾日本之法禁甚嚴正、無相侵相奪之禍、遠客勿爲憂患、便面三握以謝差使、惓々之情足爲感、然邦君平素爲廉正之政、尤禁賄賂、縱是雖微物、亦不能受納、故却謝之、莫怪、今朝自國府醫入至、將從客到長崎、是邦君欲療遠客有病恙之人、昨聞船客三人有病苦、欲診脈投藥致之、客船奈何、萬里水行履茲、炎海萬々、須自愛、不宣。旱月初四寅。

裁答 普陀船主顧伯謙雅伯凡右、

謝帖、普陀船主顧伯謙頓首拝領謝、早間承貴邦主之隆貺、拝領三色、不當極耳、頭目樣曾爲我致謝否、但數千里外未識芝顏、荷沾惠愛夙世之奇緣也、報以土儀十品、煩賞貴邦主作千里鵝毛之敬、萬望莫却幸甚幸甚、

禮帖

謹具、

錦筆

成帖

微墨 上スミ

隻匣

花箋 エハンキリ 壹束

金扇 壹握

掌扇 壹柄

縞紗 チリメン 壹端

玉紬 ツムキ 壹端

紅紗 壹端

花綾 モンサヤ 壹端

素綾 シロリンス 壹端

奉申、端陽節敬 普陀船主顧伯謙首拜未經荆識、先以神交、種々高厚實難消受耳、薄以不腆三色、非敢言禮、乃人情紙半張也、幸冀寬存、承訂今日開帆、乞囑舟人望速爲感 普陀船主顧伯謙頓首上

和 芳翰條惠、把玩無厭、且腆儀十品獻之邦君、殷々雅情感服可極、然邦君職爲藩鎮、常爲廉潔之政、禁止賄賂甚嚴、雖菲（頭注菲一本薄）物不敢受、況此厚腆之物乎、今悉却謝之、吾輩婦府須告之、邦君其感喜與納受、（頭注納受一本作受納）齊且送吾曹以珍貺三品、繾綣之意心謝深至、併悉却謝之、是非傷遠客之厚意、即是國法之定例、（頭注例一本作制）難奈何而已。

唐 舟值風送筑前國、得以文氣依人、疊承相慰、聊爲草作、乞即郢政、勿以見笑大方也、一脈文章貫古今、天涯未晤即相親、應憐眼底奔馳客、半逐風波半路塵、

走筆廣遠客之芳韻、

萬里相通古復今、昨來譯語感情親、風流堪愛中華客、瀟灑新詩絕俗塵

唐 承殷々雅愛、感之莫能朽也、不腆之物聊申鄙意、不蒙見受、使我赧顏、反以厚貺加我、吾何當之、俟至崎商之敝

東家、容謝可也、所云醫士極蒙垂念、然三人之恙、昨至貴嶋、見其風景、今暫起色、茅診脈療治、恐水土不服、故不敢勞也、承佳作、清韻入神、令人愛羨。

和 客船祇今須發行、邦君愛遠人、令小船導之、且使總司一人士人二員護客船、欲令客心安穩也、是邦君之愛意、客等莫拒導船之多、如他邦有收其漕錢、如吾筑前國、自昔禁收之、客等勿欲償其勞、水行達長崎之間、船主約束衆客、宜隨鄉導之指示、勿乖戾放去、通交雖日淺、爲情却深、況今一面會、不堪別離之情、客等須速去、請自此永別、當茲初暑、萬々須保愛。

玄海筆語

貝原損軒

貞享三年丙寅（一六八六）五月二日、唐船、筑前の海上に漂泊す。鄙生等、嚴命を蒙り、玄界洋に往き、翌日、客の船と相い対して筆訳す。

唐 唐が船、長岐に來りて貿易せんとするに、風水の順ならざるに因り、貴嶋に到りて經過し、宝舟(1)を煩わせり、我と同じく長岐に到らば、白金を以て奉謝して以て引路(2)の勞(3)と爲さん。何如。

頭目様

有具

和答 我輩のここに来たるは、客の船を迎え、風水の勞を慰め、まさに引路して長岐に到らしめんとす。遠客等憂いと爲すなかれ。敢て毫毛も侵掠せず、ただ長崎の水路は杳かに遠し。促かに舟人を聚むるにあらざれば、則ち容易に客の船を引く能わず。彼の地に到りて、暫く纜を山陰に繋(4)がばこれ幸いなり。また敢て泊錢を收らず。これ吾輩欺くにあらず。來客疑いを爲すなかれ。漂船いままさに忽々と速かに去らんとするも、凡そ吾が国君の異船を待するや、客の舟の放去するを饒さず。暫くこれを近き港に留め、小舟を以て引き、送りて長岐に到らしむ。これ昔より遠船を待する所の定法にして違ふべからず。敢て漕錢を貪り掠らず。客ら疑うなかれ。纜を近き港に繋(5)がば

これ幸いなり。

唐答 論を承るに、我を慰めて船を通ぜしめとす。感情、我に在り。係れ徑を過つと雖も、尚お外洋に在り。既に美意も宝舟一隻を領するあれば、先に従いて行き、我はその後に撰まん。岐に到るを俟ちて、或いは王上に啓して以て盛情を謝するも、纜を繋ぐに至りては、則ち敢て領命せず。ここに謝す。

頭目様

南京の船主字もて復す。

和三贈 答示を承るに、纜を繋ぐを以て辞と爲すも、我が国君は遠人を輯柔るの職なり。故に我輩をして客の船を導かしむ。ただ国法として蕃船の直ちに去るを禁ずれば、常に小船數隻をしてこれを送導して長崎に遠せしむ。ただ恒例として敢て背く能わず。もし客の船をして直過せしむれば、吾輩、譴責に逢うことまたいまだ測るべからず、これ敢て客に財を求むるにあらず、上天の鑒臨する所にして、客を欺くにあらず、訝るなかれ。山陰は近くに在り。客を煩して淹留せしむにあらず。請う、少時纜を近浦に繋がんことを。

唐三答 貴国の法度、不佞深く知れり。まさに論を蒙るに、責任の説を云うも、船、外に在るに縁り、路を遺うも尚おいまだ入港せず。既に雅意を承るに、引領はこれを国のために客を便にすと謂う。彼此の感情・繋纜の説は套辞と爲すにあらず、また鈔を吝むにあらず。いまだ竟に返往、遅延を啓報さざればなり。もし或いは盛情あらば、乞う、一艇を撥してこれを前に導き去かしめんことを。岐に到るを俟ちて上に啓して以て高情に答えん。謹みてここに再びまた頭目様に上つる。

有具

和四贈 崎陽の路遙かなり。今日、逆風怒浪なれば、艱險にして通じがたし、風浪の穏やかなるを得れば、宜しく客の意に任すべし。仮に纜を繋ぐもまた何ぞ憂うる所あらんや。客等もし国法に背けば、崎陽の府君の譴責いまだ測るべからず。客等留意せんことを希む。敢て客の船を淹留せしめんと欲するにあらず。

唐四答 天の崖、海の嶋は原とも船に任せて縦横するの事なり。論を承るに、諄々として必ず譴責を以て詞と爲す。

故にいちいち代りて諸客に致し、⁽⁶⁾ 竟にしてこれに従い、断定を爲さんと欲す。人、船を過たざれば、日に入港に遅延せざりしなり。明晨、開行して船を攪れば、ただ三四(日)の間ばかりなるも、ここにこれ即ち台命を領して以て貴嶋の王諭を全うせん。否らざれば則ち風の^{しか}一たび至るを待ち、別行して去かん。罪するに相い別るを言わざるを以てするなかれ。頭目様に上つる

宥具

和五贈 請い問う、船主の姓名・郷里、且つ何月何日、郷里を發するや。客の船の乗る所の人数、凡て幾何ありや。唐答 蒙示いちいち命の如くするも、瀆を開きて明早即ち行かん。信、失うべからず。至りて国の爲めにするを見すは便ち商の誠にして且つ至れるなり。通船の感激能く朽ちるなし。人数・日期は別單にて奉覽せん。再びここに謹みて復す。

報單

宥具

普陀の船主顧伯謙、閏四月二十四日より開洋せり。絲・綾・紬・紗・葉材等の貨を裝幀し、崎に來たりて貿易す。本船共に客人・水梢壹百壹拾參人を載せ、路に風水に値い、貴嶋を経過するに、艇を撓せらるるに承いて引領せらる。長崎に至りて報ずる所はこれ実なり。丙寅の年五月初三日、報ず。

倭贈 往時に聞く、客の船はこれ南京より來たと。いま承るに漂客は普陀の人なり。普陀はこれ何省何州に属するや。漂客いまここに初めて日本に來たるか。そもそも既に崎に來たりて交易せしか。客の船もし水に竭尽するあらば則ちこれを送致せん。

唐答 南京は中華江左の総名なり。普陀は乃ち浙江の地界に属し、弟は湖州府德清県に居れり。貴国、商を重んずるに承い、毎に交易に従う。始めて來たるにはあらず。詢及の舟の水は尚お用いて竭きず。ここに答う。

この夕べ客の船、纜を唐泊に繋ぐ。
唐七贈 敝舟、路を遣うと雖も、一番の指示を承著け、心目了々として入港して碇を抛ぐに至りしは、實に來翰の

諄々として以て王命謹責のための故なり。且つ不佞数千里より驚濤駭浪中に在りて過來す。豈に捫心して相に諒とせざらんや。また疊がさねの問ねの水と米とはこの物を缺くにあらざるなり。ただ明晨、開示せられんことを乞う。舟人速やかに同に往くことを爲さん。もし早く到ること一日ならば、則ち一日の大恵を受けん。通船の諸客、老弱同じからざるに、兼く以て門を出ずること日久しくしてこの風波を受く。内三人、病の膏肓に在るあり。もし長崎に達して良薬を得てこれを療すれば、ただ弟輩のみ早く到るのを恵受くるのみならず、彼等もまた回生の徳を沾くこと、豈に浅鮮からんや。且つ弟、微物を以て奉敬せんと欲す。ただ貴国の法度甚だ嚴なり。故に虚套を設けざるのみ。特にここに致候いて并せて謝す。不宣

和七贈 芳牘を得るに、客の意鄭重なり。感謝何ぞ已まん。大舶の入港多に幸いなり、多に幸いなり。これ我が邦の定制にして、遠客を煩わすにあらず。明日、風濤の平穩なるを得れば。則ち邦君、長崎府君に送るの一封を携えて、以て船を引きて発行すべし。期に臨みて使船を馳らせてこれを告ぐべし。悶を爲すなかれ。且つ聞く、船客の三人久しく風濤の艱を歴て、霜露の恙・旅泊の思・疾病の苦ありと。人をして悵々ましむ。医人來たらず、由りて病を問うなきは以て恨みと爲すのみ。また承るに、土毛を恵まれんと欲するも、この事素より国禁の嚴あり、勞するなかれ。来貺ただ盛意を感じるのみ。余の期に來日せられよ。不宣

仲夏哉生明。

唐八贈 貴国の字分れて体を別にするも、まさに尊札に接するに、行々端楷にして甚だ文風の氣あり。恨むらくはいまだ面晤して相会うに至らず、言語の相い聞えざるに値い、問示は心の交りに係れば、ただ手筆に借重のみなるを。しばしば南京の郷里を詢わるは、想うに故旧あるならん。交いにこの姓名を知れば、乞う、爲めにこれを指さん。倘し半面にしていまだ知るべからざるあれば、特に以て奉達せん。

宥具

和八贈 前時これより送似る所の文字甚だ鄙陋なるに、過だ褒譽を蒙り、まさに愧赧を増すべし。船主の手柬の筆

画楷正にして珍賞と爲すべし。恨む所は言語を通ずる能わずして、ただ一面を期するのみなるを。南京には固より相
い識るの人なし。前時の舟人誤りて船主を以て南京より来たりと爲す。故に問及せしのみ。怪しむなかれ。

仲夏三日

昨日、客の船入港するのち、飛舸^{はねがね}を馳らせてこれを邦君に告ぐるに、使、還るの時、邦君、長崎府君に寄するの
書を携うれば、以て行客を送るべし。否らざれば則ち導引する能わず。使、還るの間、客の船、纜を解くべからず、
宜しく一封の至るを待つべし。これ古来、商舶、漂寄せしときの定制なり。舶客、違戾するなかれ。且つ国府往復の
間、その路甚だ近し、久しく遠客を留むるにあらざれば、ここに於て憂悶を爲すべからず。これ吾曹敢て食言^{いっげ}るにあ
らざれば、疑慮するなかれ。もし客等この定制に背きて妄りに発行すれば、恐らくは長崎府君の嚴責あらん。

臯月四日

品目

醇酒 上サケ 兩樽。

菜菔 タイコン 百根。

葱 子キ 二十束。

竹筍 タケノコ 三十茎。

淡鯨 スルメ 十束。

蛸 アワヒ 二十五箇。

紅繫魚 タヒ 十二尾。

右七種は邦君、船主に賜う所の菲儀^{そくぎ}なり。宜しくこれを受領すべし。

五月四日

唐 異旅遺津するに、多くも引領を蒙り、疊ねて尺絨を以て相い慰む。種々の雅情、万幸に出でしに、奚を以て

反つて邦主のこれを賜うを承けんや。隆き 祝は人の五内をして能く安然たるなからしむ。真にこれを致受すれば愧あるも、却せば則ち不恭なり。謹みて参色を領し、余珍は璧に附さん。転致を爲さんことを乞いてこれを謝す。

船主顧伯謙有具

邦君の差使以て勞薄しと爲すなかれ。便面三握を具して聊か敬意と爲さん。乞う、開示してこれを受けられんことを。これ重物にあらざれば則ち国法に関わらざらん。再び達す。

有具

和 往時に邦君の命に因りて以て微儀数品を致す。然れども却して謝して受けざるは何ぞや。それ船主、廉潔なることこれ甚しからんや。邦君はこれ崎陽の藩鎮爲り。その恵賜、重映なりと雖も却すべからず。これを却すは不恭爲り。況んやこれ菲薄の物なるをや。須らくいちいち領納すべし。宜しく相い拒むなかれ。今日、予めの約に隨りて須らく小船を發し、客の船を引いて洋に向うべし。これまた邦君、遠人を輯柔するの厚意なり。船数の多少を管うなかれ。水路遼遠なりと雖も、凡そ吾が日本の法禁甚だ嚴正にして、相い侵し相い奪うの禍なければ、遠客、憂患を爲すなかれ。便面三握以て差使に謝す。惓々の情、感と爲すに足るも、然れども邦君は平素より廉正の政を爲め、尤も賄賂を禁ず。縦いこれ微物なりと雖も、また受納する能わず。故に却してこれを謝す。怪しむなかれ。今朝、国府より医人至り、まさに客に従いて長崎に至らんとす。これ邦君、遠客に病恙ある人を療せんと欲するなり。昨聞く、船客三人に病苦ありと。診脈投薬を欲すればこれを致さん。客の船、万里の水行ここに履り、炎海万々たり。須らく自愛すべし。

不宣

皇月初四莫

裁答⁽¹³⁾ 普陀の船主顧伯謙伯几右

謝帖⁽¹⁴⁾ 普陀の船主顧伯謙頓首拝領して謝す。早間、貴邦主の隆き祝を承け、三色を拝領するも、当に極むべからざ

るのみ。頭目様、曾^{すなわ}ち我がために謝を致せしや否や。ただ数千里の外にしていまだ芝^こ顔^{そんげん}を識らざるに、荷^かなくも惠愛夙世の奇縁^うを沾^うく。報ずるに土儀十品を以て、煩^{おて}ながら貴邦主^おに貢^くりて、千里鵝毛⁽¹⁵⁾の敬と作^なさん。万にも却すなからんことを望めり。幸甚なり、幸甚なり。

札帖 謹みて具す

祭 錦筆 成帖。

徽墨 上スミ 雙匣^{ふたはこ}。

花箋 エハンキリ 一束。

金扇 一握。

掌扇 一柄。

縐紗 チリメン 一端。

玉紬 ツムギ 一端。

紅紗 一端。

花綾 モンサヤ 一端。

素綾 シロリンス 一端。

申し奉りて端陽節に敬す。普陀の船主願伯謙頓首して拝す。

いまだ⁽¹⁶⁾判識を経ざるに、先づ神^{ごみ}を以て交り、種々の高厚実^うに消受^うけがたし。薄^{いささ}か不腆^{そまつ}な三色⁽¹⁷⁾を以てするも、敢て札を言うにあらざれ。乃ち人情は紙の半張⁽¹⁸⁾なるも、幸冀^{こいねがわ}くは筭存せられんことを。今日の開帆^{みどめ}を承訂^{みどめ}らる。乞う、舟人に囑すること速やかならんことを望みて感^{ありがた}しと爲す。船主願伯謙頓首して上つる。

和 芳翰^{すみ}倏やかに恵^{たま}り、把玩^{あびたく}して厭^{いと}うなし。且つ典儀十品これを邦君に献ずるに、殷々^{ねんごう}なる雅情、感服何ぞ極らん。

然れども邦君の職は藩鎮爲り。常に廉潔の政を爲めて、賄賂を禁ずること甚だ嚴なり。非物と雖も敢て受けず。況んやこの厚腆てあつき物をや。いま悉く却してこれを謝す。吾輩わがら婦府して須らくこれを告ぐべし。邦君それ喜思と納受とに感あらん。齊おとじく且つ吾曹わがらに送るに珍贖三品を以てす。繾綣19の意、心より謝して深く至るも、併せて悉く却してこれを謝す。これ遠客の厚意あつこころを傷つくるにあらず。即ちこれ国法の定例なれば、奈何ともしがたきのみ。

唐舟、風に値いて筑前国に送られ、文気を以て人に依るを得て、覺かねて相い慰さむるを承く。聊か草作を爲りて、即ち郢政ていせいを乞わん。以て大方に咲わらはるることなかれ。

一脈の文章、古今を貫き

天涯あまいまだ晤あひまざるに相い親しむ

応に憐あはむべし眼底奔馳21の客

半ばは風波に逐われ半ばは路塵

和筆を走らせて遠客の芳韻ほううんに廣ぐ

万里相い通じて古へ今に復す

昨來の訳語に感情親しむ

風流愛するに堪う中華の客

瀟洒たる新詩、絶塵を絶つ

唐殷々なる雅愛を受け、感の能く朽ちることなし。不腆ふてんの物は聊か鄙意かきを申ぬるも、受けとらるるを蒙らずして、我をして赧はにかみせしむ。反つて厚贖を以て我に加へられるも、我何ぞこれに当らん。崎商の敝東家22に至るを俟ちてまさに謝して可なるか。云う所の医士は極めて垂念ていはんを蒙るも、然れども三人の恙、昨、貴嶋に至りてその風景を見て、いま暫く起色きしきせり。診脈療治しんみくりょうちに茅ちむるも、恐らくは水土23の服なれざりしなれば、故に敢て勞うえず。佳作を承るに、

清韻、かみわさ神に入り、人をして愛羨せしむ。

和客船ただいま須らく発行すべし。邦君、遠人を愛し、小船をしてこれを導かしむ。且つ総司一人、士人二員をして客の船を護らしめ、客の心をして安穩やすんならしめんと欲するなり。これ邦君の愛意なり。客等、導船の多きを拒むなかれ。他邦の如きはその漕銭を收るとあるも、吾が筑前の国の如きは昔よりこれを收るを禁ず。客等その労を償わんと欲するなかれ。水行して長崎に達するの間、船主、衆客に約束し、宜しく郷導の指示に隨いて、乖戾、放去するなかるべし。通航すること日浅しと雖も、情爲るや却つて探し。況んやいま一たびの面会をや。別離の情に堪えず。客等須らく速やかに去るべし。請う、ここより永別せん。この初暑に当りて、万々須らく保愛せられんことを。

注

- (1) 相手の舟に対する敬語。
- (2) 船の寄港代金。
- (3) 水先案内料
- (4) よくわからないが長崎奉行を指すか。
- (5) ありきたりの言葉。
- (6) 船の荷主、この船には複数の荷主が乗船していたものと思われる。
- (7) よくわからないが、異国への旅で誤つて浜にまぎれこむことか。
- (8) 壁をかえすの意か。贈物を受けないこと。
- (9) 返送すること。
- (10) 原文は字具とあるが、宥具の誤りであろう。
- (11) 豪華な贈物。その反対が菲薄。

- (12) 熱暑の数知れぬこと。
- (13) 手紙をしたためて答えること。
- (14) 贈物に対する受取書
- (15) わずかであつても心をこめたもの
- (16) 未詳、面識の意か。
- (17) 便面三握のこと。
- (18) 人情は半数の紙のようにはかないものであるという意か。
- (19) 十分に情の厚いこと。
- (20) 『莊子』秋水篇に「吾長見笑於大方之冢」とあるのによるか。
- (21) 眼の前をあわただしく通り過ぎてゆく旅人。
- (22) わが主人。
- (23) 地方の気候・風土。